【 障害福祉サービス施設・事業所職員向け 】 抗原定性検査キットを活用した定期検査のご案内(概要)

(エッセンシャルワーカー定期検査)

概要

- 県内の障害福祉サービス施設・事業所職員等に勤務し、利用者と接する職員の 定期検査として抗原定性検査キットを配布いたします。
- ◆ 入居施設への新規入所者においても、入居前後の検査として利用できます。
- 感染拡大を未然に防止するための検査として配布するものですので、業務前等 にご活用下さい。

検査について

- ◆ 令和5年8月上旬から9月末までの間、一人当たり週2回程度を目安とした検査をおこなっていただきます。
 - ※ただし、流行状況によって、期間を変更する場合があります。
- 検査は、抗原定性検査キットを受取り次第、週2回程度を目安に事業所のタイ ミングで実施してください。
- 検査に用いる抗原定性検査キットは県が配布します。

